

限度額適用認定証 見本

表面

<b>東京都職員共済組限度額適用認定証</b>											
令和4年4月20日 交付 2201234											
組合員	記号	都	番号	01234567(枝番)00							
	氏名	共済 太郎									
	生年月日	昭和56年1月15日									
適用対象者	氏名	組合員本人									
	生年月日										
	住所										
発効年月日		令和4年4月1日									
有効期限		令和5年3月31日									
適用区分											
発行機関	所在地	東京都新宿区西新宿一丁目8番1号									
	保険者番号 名称及び印	<table border="1" style="display: inline-table; text-align: center;"> <tr> <td>3</td><td>2</td><td>1</td><td>3</td><td>0</td><td>2</td><td>1</td><td>3</td> </tr> </table> 東京都職員共済組合			3	2	1	3	0	2	1
3	2	1	3	0	2	1	3				

裏面

注 意 事 項

- 1 この証は、各面をよく読んで大切に持っていてください。
- 2 この証によって療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに1か月につき、別に定められた額を限度とします。
- 3 保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について療養を受けるときには、必ずこの証を組合員証等に添えてその窓口で渡してください。入院療養を受ける場合には、退院するまで、この証は保管されて、退院の際に返付されます。
- 4 組合員の資格がなくなったとき、被扶養者でなくなったとき、認定の条件に該当しなくなったとき又は有効期限に達したときは、遅滞なくこの証を組合に返してください。
- 5 法第2条第1項第2号に規定する後期高齢者医療の被保険者等となったときは、遅滞なくこの証を組合に返してください。
- 6 不正にこの証を使用した者は、刑法によって詐欺罪として懲役の処分を受けます。
- 7 表面の記載事項に変更があった場合には、遅滞なくこの証を組合に提出して訂正を受けてください。

それぞれの区分に応じて  
ア～エのいずれか表示